

## 噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（第7回）

日時：平成28年10月28日（金） 13：00～14：30

場所：中央合同庁舎第8号館3階災害対策本部会議室

○事務局（森本企画官）：それでは定刻になりましたので、ただ今より噴火時等の避難計画の手引き作成委員会、第7回会合を開催します。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、冒頭進行を務めさせていただきます、森本でございます。よろしく願いいたします。それでは会議の開催にあたりまして、加藤統括官よりごあいさつを申し上げます。

○加藤統括官：皆さま、こんにちは。

○一同：こんにちは。

○加藤統括官：ご紹介いただきました、統括官の加藤でございます。委員の皆さまがたにおかれましては、ご多用中の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。第7回の会合の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。各火山地域におきましては、改正活火山法に基づきまして、協議会の設置も進みまして、その和も活用して、関係者の皆さま一体となって警戒避難態勢の整備を進めてきていただいているところでございます。そうした中で、改正活火山法によって作成が義務付けられております避難計画、この策定を推進していくために、きょうも議題になっております、噴火時等の具体的で実践的な避難計画の手引きの改善について、ご検討いただいているところでございます。内閣府といたしましては、昨年度ご検討いただきました、集客施設の管理者が計画を作成する際の手引きも活用しながら、各火山地域における警戒避難態勢の整備をより一層支援していきたいというふうに考えております。本日の委員会、最終回となる予定でございますけれども、皆さまがたにおかれましては、さらに幅広い観点から忌憚のないご意見、活発なご議論をいただきますようお願いを申し上げます、簡単でございますがごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○事務局（森本企画官）：続きまして、本日の委員の出席状況でございますけれども、箱根町長の山口昇士委員に代わりまして、総務課防災対策室長、小林様にご出席をいただいております。よろしく願いいたします。

○小林委員：よろしく申し上げます。

○事務局（森本企画官）：また、尾形委員と関谷委員でございますけれども、本日は欠席となっております。それでは、お手元にお配りさしていただいております資料の確認をさせていただきたいと思っております。議事次第、それから配席図、出席者名簿、それから避難計画策定の手引きの改定案、それから第6回委員会でいただきましたご意見の整理表がございます。よろしいでしょうか。なお、本日お配りしている資料でございますけれども、避難計画の手引きの改定案を非公開とさせていただいておりますけれども、その他につきましては基本的に公開をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それから前回の委員会でご了解いただきましたけれども、本会議傍聴可能ということで、別室で会議のテレビ中継をしております。卓上のマイク、赤くなりますと、その音声拾っているということで、それが上のほうに伝わる仕組みになってございますので、ご発言いただける際には、その確認をよろしく願いいたします。それでは、以降の進行につきましては池谷座長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○池谷座長：本会議の座長を務めさせていただきます池谷でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。それでは議事に入りたいと思っております。

本日は、避難計画策定の手引きの改定案について、前回の委員会でいただいたご意見を踏まえ、討議していきたいと思っております。それでは最初に事務局から、参考資料とか事例集以外の、いわゆる本編に当たります、はじめに、それから解説編、そして計画策定編について、ご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（野村補佐）：それでは事務局のほうからご説明をさせていただきます。第6回委員会の主な意見の対応といたしまして、A3の横長の表がございます。そちらのほうにお配りしている素案において該当ページと、その該当箇所、前回の委員会でのご意見、さらに前回の記載内容といたしまして右側に記載をさしていただいております。この表に沿ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まず一つ目からです。素案のほうをご覧いただきたいのですが、素案のほう、目次の次に、本手引きで使用する用語の定義、というのがございます。こちらのほうは、委員からのご指摘というよりは、事務局の側での修正をさせていただいております。この表の中の、下から3番目と2番目の所、避難場所等と、あと避難所等、というところございますが、今回はこれらをまとめて避難所等というふうにして、横長の表の一番右側に書いてございますとおり、登山者住民等が避難先

として避難促進施設や、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所等がある。これらをまとめて避難所等としている、というふうにさせていただいたのですけれども、やはり指定緊急避難場所と、指定避難所というのが大きく法律で分かれています。それは一応分けて使い分けをしようかということを考えてございます。ですので、二つ分けて、この本部の中でもそれに沿って修正をしているところでございます。それがまず第1点でございます。

続きまして2点目、こちらのほうが9ページをご覧ください。9ページの9行目の辺りですけれども、噴火警戒レベルと火山災害における防災対応の所で、その説明文の所でございます。これは前回関谷委員のほうからご指摘をいただいていた内容でございますが、9行目の所から避難勧告、避難指示の使い分けの話でございます。これらは、切迫度合いによる違いというような説明ぶりを書いていたのですけれども、災対法では切迫度というよりは、より急を要するというようなことでございますので、その災対法に合わせて標準ぶりを直すべきというご指摘ございました。それで今の案といたしましては、9行目からですが、災害が発生する恐れがあり必要とされる場合に発令される避難勧告と、さらに急を要する場合に発令される避難指示、これらの使い分けによって、火山の特性や活動状況、地域の実情等に応じて適宜判断をします。よって本手引きでは、両者をまとめまして、避難勧告・指示と記載をさせていただいているというような表現となっております。

3番目、移らさせていただきます。18ページをご覧ください。18ページの33行目でございます。なお、で始まる所でございますが、前回石原委員のほうから火山噴火シナリオについても、火山ハザードマップの記載と同様に、火山の活動状況に応じた修正が必要である旨を記載してほしい、というご意見ございました。それでこちらのほうにも、過去の噴火履歴と異なる噴火が発生する可能性があるため、噴火時等においては、火山の活動や推移や状況に応じて、気象庁、専門家等と協議の上、噴火シナリオを修正するなど柔軟に対応する必要があると、というようなぼつを一つ修正をさせていただいております。

続きまして4番目、25ページをご覧ください。こちらのほうも事務局側の手直しを見ていただきたいのですけれども、これまでその前のページの24ページの所で、24ページの一番下のぼつの辺りですが、火山に関する情報の収集と整理ということで、どのような情報を事前に整理しておくかというようなことを言葉で羅列していたのですけれども、それを25ページのように表にいたしました。それで収集整理する情報と、その情報の内容、それからその情報を発信する機関ということで、整理をさせていただいております。

続きまして27ページになります。27ページの下の方ですね。こちらのほうで情報の伝達系統図を掲載してございますが、こちらのほうについて池谷座長のほう

から、伝達系統図では山小屋等の集客施設から登山客への情報が伝達される経路が入っていない。情報伝達経路には山小屋等を入れたほうがよい、というご指摘ございました。それでこの図の中で、一番下の所になるのですが、観光関連団体等という所と、避難促進施設等という二つの四角が新たに登場しているという所でございます。A3の表の一番最後の所に、A4の資料付けてございますが、こちら前の図を別紙としてお付けしておりますので、それも参照いただければと思いますが、その下の所がないものが、前は付いていたという所でございます。

続きまして28ページをご覧ください。28ページの8行目の辺りなのですが、こちらのほうで情報伝達手段の例ということで、表が既にございますけれども、河野委員のほうから、住民、登山者等への情報伝達と手段について、登山者等という表現では、徒歩の姿がイメージされるということなのですが、車で移動される方もいますし、渋滞情報など、電光掲示板だとか、パーキングのモニターとか、そういうものを使うことが考えられるというような意見、池谷座長のほうからも同様の意見いただいておりますので、この8行目の所で、その他といたしまして、関係機関と連携をして、その掲示板、モニターなどを活用するという言葉を追記させていただきます。

それから34ページをご覧ください。34ページの14行目の辺りなのですが、こちらのほうは事務局のまたこれは手直しということで修正をさしていただいておりますけれども、これまで避難促進施設に関して、これは記載している部分なのですが、24行目の学校教育機関の児童の引き渡しについて説明を書いていたのですが、それ以外の避難促進施設、例えば宿泊施設に関係、それから社会福祉施設の関係、それらのことが全く触れられていないというところで、ちょっと全体のバランス見てどうなのかな、事務局の中で議論になりまして、14行目から追加をさせていただきます。ちょっと読み上げたいと思いますが、避難促進施設のうち宿泊施設は日中と夜間で利用者等の人数が異なるため、それぞれの時間帯で防災体制や避難誘導方法等を定める必要がある。また、交通施設では利用者等の安全を確保するため、市町村との要請により避難のための運行を検討する必要があると。さらに避難促進施設のうち社会福祉施設や医療施設等は、避難行動要支援者が多く利用している施設であり、噴火時等における避難手段や避難先を確保しておくとともに、利用者等への火山現象の影響も考え、影響のタイミングや避難誘導方法についてあらかじめ検討しておく。その際には火山専門家を交え協議する必要がある、ということで記載をさせていただきます。

続きまして40ページをご覧ください。40ページの15行目でございます。尾形委員のほうから登山届の提出について、書きぶりが重複しているところが多いので、まとめたいほうがよいというようなご意見ございました。右のほうに、前回の記載ぶりについて書いてありますが、市町村は、都道府県は、警察消防は、という形

で、同じような表現が並んでいたということで、この15行目に、それらをまとめまして、市町村、都道府県、警察等は、ということで一つのぼつに整理をさせていただきます。また、登山届に関しまして、石原委員のほうから新潟焼山のほうで条例化している事例があるということで、それを追記すべきということでしたので、111ページのほう、参考資料の事例集のほうになってしまうのですが、そちらのほうに追加をさせていただきます。

続きましてまた40ページに戻っていただきたいのですけれども、こちらのほうが小林代理委員のほうからご意見いただきました外国人に対する情報発信について、今一度、全体を見て、必要な箇所を追記をしていくべき、というご意見ございましたので、例えば40ページの26行目の辺りですね、また、から始まる所で、外国人対策について記載させていただいております。それから44ページの27行目の所にも、同様に追記をさせていただきます。

続きまして10番目のご意見ですが、修正箇所ですが、42ページをご覧ください。42ページの30行目でございます。河野委員のほうからご意見をいただいていた、観光関連団体・観光関連事業者等という用語が急に出てくるので、その範囲が分かりづらい、というご意見ございました。それで、その30行の所に書いてある言葉のすぐ下に、注釈を入れまして、観光協会や旅行会社、観光ガイド、観光バス会社、観光施設、宿泊施設、飲食店、土産物、交通事業者等の観光に係る団体、事業者の総称、ということで定義を追加させていただきます。また、観光関連団体、関連事業者というふうに書いていたのですけれども、法の基本指針の中で出てくるのが、観光関係団体ということで、関係にそろえて整理をさせていただきます。

続きまして46ページ。46ページの30行目の所なのですけれども、それも河野委員のほうからご意見をいただいております。観光関連団体・観光関連事業者等が、避難誘導を市町村等の指示を得て行うのか、自分の判断で行うのか分かりづらいと。主体的に行うということであれば、それが分かるように表現してほしい、というご意見ございましたので、現在、観光関係団体・観光関係事業者等は、身の安全を確保しつつ、市町村の情報を基に、登山者等の避難誘導に当たるということで、修正をさせていただきます。

それから60ページをご覧ください。池谷座長のほうから、時間的余裕のない火砕流・融雪型火山泥流などについては、少し前のレベルで検討組上に載るように、留意点として示してはどうか、というご意見ございました。そこで現在、60ページの18行目の所なのですけれども、読み上げさせていただきますが、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま、居住地域まで影響を及ぼす噴火が発生した場合、その噴火に伴う火山現象も短時間で、避難対象地域に到達する恐れがあるため、速やかな緊急退避の実施や、避難勧告・指示等の周知、住民、登山

者等の安全な地域への避難誘導などの対応が重要となる。特に火砕流、融雪型火山泥流が居住地まで影響を及ぼすと想定されている地域では注意を要する、というような文言に変えさしていただいております。前回は、ここの部分、A3横長の右側にご書いてございますけれども、居住地まで影響を及ぼす噴火に至った場合、避難対象地域における避難勧告・指示等の周知、登山者、住民等の安全な地域への避難誘導などの太陽が重要となる、ということしか書いていなかったの、そこをより具体的に火砕流だとか泥流のことも追記しながら、具体的に書かしていただいたという整理でございます。

続きまして68ページご覧ください。こちらのほうでは、まず18行目の辺りなのですけれども、救助活動への支援体制という部分でございます。関谷先生のほうからは、救助活動への支援体制として、専門家をもっと積極的に関わっていくというべきだと。ですので、現地と一緒に同行して、積極的に関わるべきじゃないかというご意見ございました。それに対して池谷座長、石原委員、吉本委員のほうからは、立場の問題もあるし、そこはなかなか現実的には難しい問題もあるよ、というご意見ございました。そこで、現在としては、18行目ですけれども、救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊の救助部隊に加え、必要に応じて火山専門家、山岳ガイド等が技術的な支援を行う、というようなことで、支援を行うということをしっかり書いたというところでございます。また、表現ぶりに、A3の右側のほうにも書いてございますけれども、技術的に支援を行うことも検討すべきである、ということで若干弱めに書いていたのですが、少しあいまいに書いていたので、そこは支援を行う、ということで書き切りをさしていただいております。

併せて議論になりました75ページ。こちらの26行目の辺りですけれども、一時立ち入りについてとございます。一時立ち入りするにあたって、これに先立って、気象庁、専門家は現地調査を行う、というようなことなのですけれども、こちらのほうは、前は望ましい、という書き方をしていたのですけれども、こちらのほうは判断をする際に現地調査を専門家が行わなければいけないでしょう、というようなご意見ございましたので、そこはきちんと現地調査を行う、というような言い方にさしていただいております。

続きまして71ページに戻っていただきます。71ページの11行目の辺りからなのですけれども、こちらのほうは事務局としての修正はさしていただいておりますが、協議会として窓口を一元化する、というようなことに対して、もうちょっと具体的に書いてはどうかというふうに考えております。それで11行目の所ですけれども、報道機関への情報提供にあたっては、協議会の事務局等を窓口として一元化し、協議会、または合同会議で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信する、というようなことを書かしていただいております。そ

れからあく委員のご意見ですが、16行目の辺りになるのですけれども、報道機関への対応について各機関が情報発信する際の発信内容などの違いについて、具体的に記載すると分かりやすい、ということございましたので、16行目の辺りからですが、合同記者会見では、都道府県は火山地域全体の防災対応の状況、市町村は住民、登山者等の避難や避難所の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、火山専門家は専門的知見から火山の活動状況の開設、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する、というようなことで書き分けをさしていただいております。

本編の部分まず、ここで以上になります。

○池谷座長：どうもありがとうございました。ただ今、本編に当たります、はじめに、と、解説編と、計画策定編につきまして、第6回の委員会で出ました意見を基に説明がなされたわけでありまして、本日欠席の委員からも大変多くのご意見が出ていますが、欠席された委員には事前にご説明をして、一応ご了解得ていますことを申し添えたいと思います。本日の出席の委員の皆さまは、ご自分の発言だけでなく、全体としてのご意見もご自由に言っていただくとありがたいと思います。今回はパーツを二つに分けたいと思います。まず、はじめに、と、解説編についてのご意見。そして後半に、計画策定編についてご意見を聞きたいと、このように考えていますので、まずは、はじめに、と、解説編について、ご意見、ご質問ありましたら、ご発言よろしく願いいたします。ご自由にどうぞ。

○池谷座長：皆さまよろしいですか。特になさそうですので、一番問題になります計画策定編のほうについて、ご意見を伺いたいと思います。計画策定編についてご質問、ご意見がありましたら、ご自由によろしく願いいたします。

○石原委員：26ページに噴火警戒レベル等の火山情報の伝達系統図と、その例というのがありますね。確かにこれが原則なのですが、実際にはいろんな所でなっているのは、前もってそういう噴火警報を出すとき気象庁は、前もってそういうのを、関係も市町村とかに、よくは耳にするというのか、そういうようなことをやっていると、それが抜けると非常に重要な霧島のときの、ある町のようなことが起こるわけですね。実際にはそういうのは慣習的になのか、やっているのですけれども、それをそのまま書くかどうかは別として、気象庁、気象台と市町村の間の連絡体制を緊密というようなことは、ですから経験した所は分かっていると思うのですが、そういうのをどっかに書くのはいいかな。

○池谷座長：ただこれは市町村と气象台と、もしくはそういう情報を発信する所のホットラインをつくったらどうかということですよ。常時からやはり、ホットラインで情報提供といいましょうか、いろんな情報交換をしておいたらどうかと。正式な避難の情報だけではなくて、もしくはレベルからどう出るかって議論ではなくて、そうでない所に声を掛けるわけですね。幅広に山の状況についてのホットラインがあったほうがいいのではないかと。これをどっかに書いといたほうがいいのではないかと、こういうご意見だと思いますが、事務局いかがでしょう。雨のほうは、もう気象庁やっていますよね。それと同じようなものができるかどうかかな、という感じがしますが、そこら辺はいかがですか。

○事務局(野村補佐)：そうですね。ちょっと今25ページのほうで、協議会の構成機関における情報伝達・共有ということで、市町村とか气象台とか含めまして情報共有の話については、こうやって書かしていただいております。ただ、ちょっと図にすると確かに、一般的な体制による伝達だけになってしまうので、先生おっしゃるようなホットラインの話だとか、常日頃から情報共有しようというようなことは、非常に重要になってくると思いますので、できればこのかっこ2の所で追記できないかなとは、今考えております。

○池谷座長：いかがでしょうか、25ページのほうへ入れるという案はどうでしょうか

○石原委員：結構だと思います。特に市町村と气象台、等々との間ですね。いろんな所で習慣的、慣習的にはやってはるのですが、それが抜けると何かいろんな手違いといいますか、そういうのが起こる恐れがあるので、25ページの次の所に日頃からとどうするか、表現はお任せしますが、やはり气象台との連携と。

○池谷座長：よろしく願います。

○事務局(野村補佐)：ちょっとここだけじゃなく、他に記載できるところが追加します。

○事務局(森本企画官)：事務局から少し、悩んだことをご紹介します。先ほど9ページの所で、避難レベル5のとき、噴火警戒レベル5のときの、避難勧告・指示、関谷先生のご指示で勧告・指示の名前がってことで、火山の特性や踏まえて使い分けについては、火山特性や活動状況、地域の実情に応じて適宜判断する必要がある、と記載させていただいて、実は避難勧告・指示というふうに、丸ぼつで抜いて今回こういう扱いをしているということにさせていただいています。内閣府のほうでは、避難勧告のガイドラインというのは、風水害であったり



とか、土砂災害で別途設けておるのですけど、火山は別だということで、この規定に持ってきているのですけれども、今回のいろいろ災害があったときに、やっぱり避難勧告・指示が適正に出されてなかったのじゃないかと。勧告と指示は、ここで関谷先生のご指示で変えたように、少しレベルが違うものだというふうに本来認識をされていて、語弊があるのじゃないかというご指摘が一方ではあったのですけれども、事務局でいろいろ議論した結果としては、やっぱりこれ火山の状況をもう一気に指示に行く場合と、やっぱり勧告・指示と出る場合と、これちょっと噴火状況も違うし、それから火山の状況でも違うので、29ページの所ですけれども、基準のほうで話題になったのは、基準があいまいで発令できないという話があったのですけれども、逆に火山の場合はレベル5という基準がはっきりはしていますので、その行為として、指示・勧告をどういうふうに出すかは、ここはやっぱりさっきの5と火山の状況とか、避難のどれぐらい大変さ、困難さなんかも考慮してやるということで、ここはどちらの避難勧告・指示の基準ということで、分けて書いていないと。それはやっぱり、火山の特性でそうさせていただいているということで、今回関谷先生のご意見に合わせてそういう修正をさせていただいておりますことを確認し、ちょっと今別のほうで避難勧告・指示が話題になっておりましたので、火山はそういう取扱いをさせていただいているということでよろしかったでしょうか。

○池谷座長：実際、多分、指示と勧告を明確に分けるっていうのは、なかなか切り分けが難しいではないかと思うのですね。ですから火山の場合は、勧告であれ指示であれ、情報が出たら、レベル5になったらやっぱり、取りあえずは安全な所に移動していただくっていうことが必要じゃないかなって思いますね。取りあえずどっかに移動するという、安全な所に動くという、そういう思想を明確にしておくっていうことが重要で、言葉でどうするかと、この言葉が出たらどうするかっていうよりは、もう危ないのだということを認識していただくほうが重要かと思いますが、火山学専門のお二人、いかがですか。

○石原委員：そうですね。有珠山の例もそうですけども、いったん逃げて、ここでいうと緊急火山情報でしたかね。この前は雲仙火山活動情報という格好ですけれども、いったん逃げて、それから様子を見て戻る、あるいは適正な所に戻すというようなのが、多分現実的じゃあないかと。それが遅れてしまうのと、ただそこら辺は例えば口永良部でもレベル5、前もって準備しとったのに取りあえず避難勧告、噴火10分後に避難指示というようなのが、じきに現実にはそうなるだろうというふうに思います。ですから、この表現でいいし、そういう認識でスタートするほうがいいでしょう。もしいろいろ迷われる場合は、幾つかの事例を紹介されて、いっ

たん逃げて戻るとか、そういうふうなことを考えてもらいたい、運用上は、というふうに関係主体に説明すればいいのではないのでしょうか。

○池谷座長：よろしいですか。取りあえず、一通り一度ご説明を受けてからってということで、また元へ戻ることを前提に次の参考資料と事例集について、事務局に説明をお願いしたいと思います。

○事務局(野村補佐)：分かりました。それではまた横長のほうに沿って説明さしていただきたいと思います。主な意見として15番目から見まいります。99ページをご覧ください。こちらのほうは参考資料の中で、防災啓発、防災教育についてご説明をしている所なのですけれども、かっこ3番といたしまして、ビジターセンター、ジオパーク等での情報提供ということを書いてございました。前はここの資料の分だけ書いていたのですけれども、池谷座長のほうからビジターセンターに関する記載で、どのような展示が行われ、どのような情報が来館者にインパクトを与え伝えられているのかという点についても触れてほしいというご意見ございました。それを踏まえまして、この99ページの説明の下の部分ですね、参考事例といたしまして三つばかり反映さしていただいております。一つ目が洞爺湖ビジターセンター・火山科学館ということで、2000年の噴火を中心に、当時の映像だとか被災した車両などの実物の展示なんかも行われているというようなものでございます。二つ目が桜島のビジターセンターということで、噴火の仕組みだとか、桜島の噴火の歴史、噴出物の実物の展示なんかもありますし、また映像、音響、噴火の体験というようなコーナーもあるというようなことを。それから三つ目は、土石流の被災家屋の保存公園ということで、雲仙のものでございますが、土石被害を受けた家屋がそのまま保存されているというような事例で、かなりインパクトを持って伝えられているというような事例を三つばかり挙げさしていただいております。

続きまして16番目ですけれども、100ページ、次のページをご覧ください。こちらのほうも防災啓発、防災教育の所なのですが、吉本委員のほうから義務教育の中での防災教育ということについても、ここで触れたらどうかというご意見ございました。それで、まずタイトルとして98ページの所で、前は防災啓発というふうにさしていただいておりますが、防災啓発・防災教育ということでまとめさしていただいております。100ページのかっこ4番の部分、学校での防災教育というようなことで文章を追加するとともに、下の事例を三つばかり追加をしております。文章のほうでは防災教育というのは防災についての適切な意思決定ができるようにすることを狙いとして行われていて、文科省のほうでも学校教育、防災教育に力を入れています。また火山地域では火山防災について学べるようなテキストの作成なんかに取り組んでおられます、という文章にさしていただいております。事例とし

てはまず有珠山の子ども郷土史講座ということで、火山専門家との協力を得て、フィールドなんかで体験的な学びを通じまして、教育をしている場面だというようなことだとか、あとは伊豆大島の体験学習というようなもの。それから富士山での防災教育のテキスト、副読本について紹介をさしていただいております。他の自治体さんなんか、こういうものを見て参考にさせていただいて、問い合わせなんかができるようにということで、できるだけ連絡先とかホームページなんかを書くようにさせていただいております。

それから17番目のご意見でございますけれども、105ページ以降ということで、こちらのほうから事例集になります。河野委員と池谷座長のほうからご意見いただいていたのは、全ての事例において各事例からどこが参考になるのかと、重要なポイントが各項目の冒頭で分かるようにすべきじゃないかというようなことだったりとか、ポイントとなるような部分に線を入れたりとか、色を付けるというようなことで、分かりやすくできないか、というようなご意見ございました。それで、この105ページ以降の部分でございますけれども、見ていただきますと、まず防災計画の部分に関しましては、できるだけポイントになるような部分、赤字で強調するとともにアンダーラインを入れるというようなことで、どこがポイントなのかというのを分かりやすくさせていただいているのと、あと訓練に関してもそうですね。さらに117ページからですが、噴火時の対応事例ということで、実際、近年の噴火に対してどういう対応をしてきたか、という部分に関しては、噴火対応のポイントということで冒頭部分でポイントを挙げて、それを四角段落にして目立つようにして表現をしております。まだポイント絞れてないとか、そういう部分でございますけれども、そういう所もできるだけポイント絞って、できれば冒頭部分にポイントを挙げる等の修正をこれからもしていきたいというふうに思っております。

それからご意見18番目です。111ページ、ご覧ください。こちらのほうが河野委員のほうからご意見がございまして、輸送機関との連携について、地域によっては事業者がバスを所有していないとか、タクシーの台数が少ないというような場合もあると。市町村がその区域内に必要な移動手段を確保できるかということ、それはなかなか難しいと。連携している事例を載せてはどうかということでございました。111ページの上の部分に、福島県が県のバス協会との災害応援協定ということで、火山の事例ではないのですけれども、主には2011年の東日本大震災のときに、それを教訓に25年の10月に締結をされた応援協定でございますけれども、こちらのほうを一応事例として挙げさせていただいております。

それから19番目のご意見でございます。117ページをご覧ください。2000年の有珠の噴火についてですが、関谷委員のほうから、臨時火山情報など過去の火山情報の名称で記載はされているけれども、現在は使われていないので注釈を入れた

ほうがいいというご意見ございました。それでこの117ページの下の部分に注釈を入れさせていただいて、火山観測情報では緊急火山情報、臨時火山情報を補う場合や、火山活動に変化があった場合などに発表と。それから臨時火山情報では、火山活動に異常が発生し、注意が必要なときに発表と。さらには緊急火山情報では、生命、身体に関わる火山活動が発生した場合、あるいはその恐れがある場合に発表ということで、前使われていた情報についての定義を注釈として入れさせていただいております。

それから同じ有珠に関してなんですけども、20番目のご意見といたしまして、吉本委員と石原委員のほうからいただいております。まず虻田町の役場が移転したということについては、もう大きな点なので触れたほうがよい。また、北大の観測所も移設をしているので、こちらのほうも備考等で記載してはどうか、というご意見ございました。ですので、この有珠の事例の中で120ページになりますけれども、120ページの上のほうに役場等の移転ということで、この部分追加をさせていただいております。見ていただきますと、庁舎周辺に避難指示が出されてからも町長をはじめ、町の幹部のかたがたのみ庁舎に残って業務を行っている状況が続いていましたが、2000年の4月3日には、その役場を閉鎖いたしまして、役場と災害本部の機能を全面的に隣町の豊浦町にある社会館に移転をしたというようなことで、他の消防署についても同日虻田町集会所のほうに移転をしたと。さらには北大の火山観測所も危険が及ぶ可能性があったため、伊達市郊外に仮の宿舎に建て替えて移転を行ったというような部分の追記をさせていただいております。

それから続きまして21番目のご意見でございます。123ページをご覧ください。ここでは2014年の御嶽山の噴火の事例を挙げさせていただいておりますけれども、吉本委員のほうから、御嶽山の事例については、当時の現場での具体的なやりとりだとか、教訓等についてもできるだけ記載すると役立つのではないかと、というご意見いただいております。それを受けまして、123ページの上の噴火対応のポイント部分の上から2行目の辺りにあるのですが、この災害から火山防災情報の伝達体制の強化、退避豪等避難施設の整備、そして登山者・旅行者の避難体制や日ごろの啓発などの取り組みの重要性が再認識されましたという、まず教訓を書かさせていただいて、その後でポイントとして幾つか挙げさせていただいております。前回挙げてなかった部分としては、123ページの下の方で、国、県の連携ということで、噴火の翌日に長野県庁に非常災害対策本部が設置され、国、県のトップレベルでの合同会議が開催されたこと。さらには内閣府、東京ともテレビ会議が行われて、各省庁の速やかな対応を図ったこと。それからその二つ目は、火山専門家の協力体制ということで、非常災害現地対策本部には御嶽山の観測を実施している火山専門家が出席をして助言を行ったことについても記載をさせていただいております。この部分が新しく追加した部分でございます。

続きまして22番目のご意見になります。125ページ、箱根山の事例でございますけれども、こちらのほうは関谷委員のほうからご意見をいただいておりますけれども、風評被害対策というのが前125ページの下の所にございましたが、風評被害対策の内容が箱根山というふうになっていたのが、箱根山として気象庁から情報が出ていたところに、地元の要望が挙がって、もうちょっと場所を限定して正確に提供してほしいということで、大涌谷周辺かつこ箱根山というような表現に直ったというようなことを、風評被害対策としてここに書いていたのですけれども、それに対して関谷委員のほうからは、それが風評被害対策といえるのかと。正確な情報の発信だとか、地元としての安全対策に力を入れているような事例だとか、そういうのが風評被害対策としてふさわしいのではないかと。名称変更だけでは誤解を生むのではないかと、というご意見ございました。それから池谷座長のほうからは、地域全体で対応しなければ風評被害へ対応できないと。そのような事例を紹介するとよいし、小林代理委員のほうからも情報提供していただければと。小林代理委員のほうからは、隠すことなく正しく伝えるということも行いましたと。旅館などで実施している安全対策なんかも情報発信しましたよ、というご発言がございました。それを受けまして、現在修正版といたしましては、風評被害ぼう防対策ということで、ちょっと広めに読めるようにさせていただきます。箱根町では風評被害防災対策として情報を隠すことなく正しく伝えるとともに、旅館等が行っている安全対策について情報発信を行ったと。また、町のほうでは平成28年36月に第1回火山かつこ温泉観光サミットのほうを、箱根町のホテルにて開催をいたしましたというようなこと。それで全国の関係者が集まって、温泉地が抱えている課題について取り組む場としたと。さらには箱根町の観光協会のほうで火山専門家等を招いて、町内の観光事業者だとか旅行会社に対する火山の勉強会を開催をしました。これらによりまして、箱根山の火山の特徴だとか現況などについて、正しい情報を習得していただき、登山者に対して正しい情報を提供できるように務めていったというようなことを事例として挙げさせていただいて、風評被害防災対策としてはどうかというふうに考えております。

それから同じ箱根山についてなんですが、吉本委員、それから池谷座長のほうからのご意見をいただいております。箱根山について途中で警戒区域を一部縮小したので、その点についても触れたらどうかと。縮小というのは非常に難しい判断を伴うので参考になるでしょう、というご意見ございました。それを踏まえまして、この125ページの真ん中の所ですけれども、警戒区域の一部縮小ということで、項目を立てさせていただいております。前は警戒区域の施設管理というような項目になっていて、作業員の立ち入りについてどういう管理をしていくかというようなことについて記載をしておりました。現在は、この警戒区域の話にさせていただいて、箱根町は7月3日噴火警戒レベル3の入山規制範囲を警戒区域に設定をした

と。しかし火口から700メートル円を描いて警戒区域を設定したため、ある地区が直接含まれていないものの、道路が警戒区域に含まれていて地区の住民だとか、事業者が困ることとなったと。そのため、地区の住民だとか事業者からの区域見直しの強い要望なんかもあって、また火山の活動が鈍化しているというようなことを踏まえまして、実務者での打ち合わせの会議を行って、箱根町さんが火山活動の推移と安全を確認しながら段階的な警戒区域の緩和を決定をしたというような経緯について、ちょっと詳細に書かせていただいております。

続きまして24番目のご意見になります。131ページをご覧ください。雲仙岳の噴火についてだったのですが、関谷委員のほうから、もともとここが正式な名称として雲仙岳噴火というようなことで書かしていただいておりますが、雲仙岳噴火については、常時観測火山名は雲仙岳だが、災害名としては雲仙普賢岳噴火なので、変更したらどうか、というようなご意見ございました。その場でも正式名称等確認したほうが良いというようなことになっていたかと思うのですが、正式名称を気象庁のホームページなんかでも確認をさせていただいたのですが、それ自体は雲仙岳噴火ということで命名をされているのは確認をいたしました。ただ実際、一般的に使われているのが雲仙岳ではなくて雲仙普賢岳というほうで多々使われておりますので、分かりやすさを考えて、普賢岳を追加したらどうか思って、今修正をしております。

それから最後でございますが135ページ。2015年の口永良部の噴火の事例でございます。これに関して石原委員のほうから口永良部の噴火は前年に噴火があって、それを受けて住民避難訓練を行われているというような点、重要じゃないか、というようなご意見ございました。ですので、135ページのほうで噴火対応のポイントという中に、二つ目ですが、噴火の経験・訓練の効果というような項目を立てまして、避難が円滑に行われた要因には、前年噴火の経験、その後の避難訓練の実施が大きいとされております。これらの経験を通じまして、避難先や避難経路などの島民の周知が図られていたというような部分について、ポイントとして追加するとともに、下の文章の中でも噴火の経験、訓練の効果という部分を挙げさせていただいて、ちょっと詳しく書かせていただいております。

参考資料、事例集のほうは以上でございます。

○池谷座長：ありがとうございました。それではただ今説明のありました参考資料、それから事例集についてご意見、ご質問がありましたら、ご自由にご発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○河野委員：125ページ、風評対策に関する所です。表現、ご苦労された感じがすごく伝わりますが、風評被害中黒防災対策ってということだと、防災対策だと今度ちよっ

と広過ぎるっていう印象があります。しかもここで防災対策っていうと、それまでやってなかったのかみたいな感じの読み取れ方もします。防災対策自体はずっとやっていたところで、ここで何がポイントかっていうと、同じく温泉地を抱えるいろんな地域が一緒になって対策を考えようとしたところですか、観光事業者や旅行会社に対して勉強会を開催したっていうことで、何をしたかったかっていうと、観光客対応体制を強化したっていうことがポイントだと思うので、風評被害対策と並び観光客対応体制を強化したっていうことによって、箱根が何かある可能性がある地域だけれども、これだけやっているからうちは安全だから安心して来てくださいねっていうアピールができるような地域にするための取り組みを行っているという意図なので、防災対策という言葉ではない表現にしてもらえたらなと思います。

○池谷座長：関連して私からもお話しすると、最初に火山温泉観光サミットの例が出ているのですが、風評被害という頭の言葉が非常に分かりづらいのですね。最初にやはり、下のパラグラフにあります、観光協会が火山専門家を呼んで勉強して、どういう状況かっていうのを正しく伝えたと。そしてそれを受けて、今度は観光事業者とか旅行会社が登山客とか観光客に正しい情報を提供できるようにした、という意味があるのではないかと思うのですね。ですから、順番からいうとこれを先にして、火山温泉サミットのほうは後ろじゃないかなっていうのがありますし、今、河野委員から出たように、特に観光サミットの場合は、全国から人が来て、そういうサミットができるような安全が確保できたっていうことを、ある意味世の中に示したわけですね。だから安全っていうことを、要するに世の中に対して示したわけです。そういう意味でも、先ほどお話があったように、観光客とか観光という視点での安全っていうものを評価しているのじゃないかなと思いますが、そういうことでよろしいですか。事務局いかがでしょうか。

○事務局(野村補佐)：ありがとうございます。すみません、先生がた、おっしゃるようにですね、ちょっと風評被害対策として、あまりそれ前面だけでは分かりづらいということもあって、ただ河野先生おっしゃるように防災対策だとすると、今度はまた広過ぎるという分もあって、ちょっとここは苦勞しながら書いているのですけど。また、本日お休みになられている関谷先生のほうにも、実は事前にご説明はさせていただいて、ご意見伺っていて、ちょっとこんな表現をさせていただいたのですけれども。また、きょういただいたご意見も踏まえて、ちょっと順番を変えたりだとか、何が言いたいのかというところを、もうちょっとポイント絞って書くようにさせていただきたい、というふうに思っております。

○吉本委員：有珠の噴火事例の所なのですけれども、役場の移転を書いていたのは、すごくありがたいですけれども。もう一つ、その前に移転に関わるのは、ハザードマップの機会があったということがあるのです。先ほど石原先生のほうも言ったように、シナリオの改定も検討項目に適宜変えるようにという文言を入れましたので、できればハザードマップの改定の所も入れていただいて。そうすると他の自治体でも状況に応じてハザードマップ書き換えなきゃいけないかなというのが示せれば、少しいかなというふうに。ぜひハザードマップの改定の部分も少し入れていただければというところです。

○事務局(野村補佐)：その点につきましても、有珠の特徴といたしまして、やはり前兆が現れて、まずは広めに逃がして、さらに状況を応じて絞っていったというようなことがポイントになってくると思いますし、その状況の中で、ハザードマップの書換えなんかも行われて、現状に則した避難体制取られていったという点がポイントだと思っていますので、その部分、書き足していきたいと思っています。

○石原委員：最後の135ページの口永良部噴火ですけど、私が正確に言わなかったのか、記載のほうが悪かったかもしれないですけど、噴火対応のポイントの2番目の、噴火の経験・訓練の効果という所なのですが、前年2014年の噴火の経験、その後の避難訓練の実施と書いてあるのですが。避難訓練はもう30～40年前からやられている。1970年代から毎年やられて、1966年11月の噴火を記念して、その噴火の前後にやられていますので。ちょっと表現を、県とかに聞かれて何年かでもいいですし、以前から毎年実施された避難訓練を、前年何とかという表現に変えていただきたいと思います。

下の中に、島外避難の中の2行、船舶等による島外避難の二つ目、その他鹿児島県防災ヘリ、海上保安庁ヘリ、特に自走漁船と。これは自走漁船というのは、ちょっと字の問題ですけど。

○池谷座長：自走漁船というのは漁船とは違うのですか。

○石原委員：自走漁船というのは何か。

○事務局(野村補佐)：すみません。基本的には漁船のことだと思いますので、ちょっと確認をさしていただいて。

○池谷座長：用語として正しい用語にしておいてください。



○事務局(野村補佐)：分かりました。

○池谷座長：それから訓練とか経験の所は、もうちょっと以前からではないかというご意見出ました。

○事務局(野村補佐)：そうですね。もう何十年も行われているということでございますので、そのことについて触れさせていただきたいと思います。ここで今ポイントとして挙げたかったのは、番屋ヶ峰がもともと避難所ではなかったのが、噴火があつて臨機に対応された。それを基に訓練を行われたというところポイントかなと思つて、ちょっとそこだけ抜き出してしまいましたが、先生おっしゃるとおり、蓄積があつたことだったのですかね。そうやって置き換えてみます。

○石原委員：すみません、もう一つ。110ページの桜島爆発対策計画ですが、その中の下の大きなカッコ、この中の島外避難の赤い字のその次の所ですね。また、陸路や海路が気象条件等によりうんぬんとありますけれども、自衛隊や国家うんぬんですけど、実はこれ去年のレベル4、島内避難の後に台風が来たというようなことで、台風等の気象条件が困難、船舶が使えない所の、前の避難計画では検討中なのですよね、作成中。そういうことも想定して今検討なされているか、鹿児島県、市のほうに照会されて、ちょっとそういう内容、想定外、あるいは複合災害というのでしょうか。そういう中での避難計画も今現在検討中であるかなと、そういう表現にされたほうが、他の所の参考にもなるのではないかと思いますので。鹿児島市等と打ち合わせられて、検討いただければと思います。

○池谷座長：これはまだ決まったわけじゃないということですか。

○石原委員：基本は大体決まっているのですけども。最終的な。

○池谷座長：正式にオープンにはなってない。

○石原委員：地域防災計画に完全な書き込みになってないということです。すみません。

○池谷座長：これは確認をしていく。

○事務局(野村補佐)：この今の鹿児島市のお話につきましては、鹿児島市、それから鹿児島県からもお話をお聞きして、いろいろと一緒にご相談をさせていただいているところでございます。ここの書き込み、決まったような書き込みだからここは修

正させていただきますとともに、今後鹿児島市とよく相談をしたいと思っております。

○池谷座長：二つあって、一つは今の書きぶりですよね。これはもう既に決まっているのかどうかというの言いたい。それからもう一つは、今石原先生から出たのは、風水害、台風というような気象状況とか、そういう複合的な災害も考慮して、要するに想定外をなくしていくための対応をちゃんと既に検討しているよっていうところを、きちんと入れたらどうかということだと思いますが、それはいかがですか。

○事務局(野村補佐)：その辺につきましても鹿児島市にヒアリングして、ここに書き込めるようにいたして。

○池谷座長：他いかがでしょうか。小林委員、ご覧になっていて。箱根だけじゃなくて他所ご覧になったりして。ご意見あれば、ご自由にどうぞ。

○小林委員：まず箱根の対応につきましても、先ほど河野先生のほうから防災対応ではなく観光客への対応策というような書きぶりに直してもらいたいなというふうに感じていたところでした。それと、警戒区域の縮小の所で、書きぶりが表のほうが大涌谷を中心とする半径1キロの範囲がレベル3というような書きぶりになっているのに対して、本文のほうは入山規制範囲が火口から700メートルと。これ最終的には道路のことを伝えていくのですけれど、ぱっと見ますと700メートルと1キロで、ちょっとなんか違うのじゃないかっていうふうに誤解されますので、その辺に対しての書きぶりにつきましても事務局さんのほうと協議をさせてもらえればというふうに感じていました。

○事務局(野村補佐)：よろしくお願ひします。

○小林委員：それと、最近のこの事例集の内容につきましても、関係する市町村さんのほうに最終的に確認を取ってもらえればというふうにも感じていましたので、事務局さんにはその辺の確認のほうを願ひたいというふうに感じています。

○池谷座長：そのほうがよろしいでしょうか。事例集については、各関係している市町村にご意見聞いたらどうかというご意見ですが。

- 事務局(野村補佐)：実は今も関係する都道府県通じまして、市町村のほうにもご意見伺っている最中でございますので、最終的にはそちらのほうで確認していただいて、正しいものを記載していきたいと思っております。
- 池谷座長：他はいかがでしょうか。この参考資料とか資料事例集だけでなく、本文全体も含めてご自由にご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 事務局(森本企画官)：悩んだことを。河野委員のほうからおっしゃっていただいた、ページでいうと42ページの所で、観光関係団体・関係事業者のどこまでやらないかのかという、主体的に行うことについて、一部、情報を基にとか直さしていただいたりとか、米印で正していただいているのですけど。じゃあ事務局の説明抜けていたのですけど、次の43ページ、避難促進施設の避難誘導という丸5という項目があると思うのですけど。ここは実は前回のところは、後ろが避難誘導ではなく避難支援だったはずなのです。その下の解説の一つ目のぼつの所ですけど、ここ実は避難促進施設は避難誘導を行うという、ここに一つ目のぼつは前回起きていなくて、その施設の管理者としては、ここをしっかりとやらないといけないってことを起こさしていただいている。先ほどに戻るのでですけど、この観光関係団体・観光関係事業者はそういう指定は受けてないのだけれども、その人たちは情報を基に避難誘導に当たるといって程度にさしていただいている。一応これはそれぐらいのバランスを取らさしていただいているということで、実は5番のほうの1個目を、5番の表現と一つ目を直して、避難促進施設のほうは少し明確に書いている。こちら側は、先ほどの河野委員の前回のご指摘も含めて、少し緩めに書いているというふうにしておりまして。ちょっとそこは、こっちだけやなくて、こっちも直しているということをお伝えしとけばよかったと思います。
- 河野委員：すごくいいバランスだと思います。実際に責任範囲が生じるころと、あとそうではないけれども関係各所、連携ができる余力のある観光関係事業者の団体は可能な範囲で協力をを行うというような、ランク付けとか。それがちゃんと読み取れるので、十分だと思います。
- 事務局(森本企画官)：ありがとうございます。7ページに戻りまして、実は今回のこの火山の取り組み、他の災害と違うのはこの協議会というのが、計画を作る協議会があって、その協議会をいざというときにも活用させていただきたいというふうに、われわれ全体としては考えておりまして。両かっこ4の上から三つ目のぼつですけれども、協議会は活火山法は平時のいろんな体制を検討して、シナリオであったりとか、ハザードマップを検討する組織になっているということだと思いま

すけれども。いざというときにも、共同検討の場として調整することは容易であるということで、実は協議会のメンバーの方には体制的なことも含めて、行政が非常体制に入っていることも含めて、お願いしているような経緯としていただきまして。全体を通じて、全てその協議をしていただくというトーンで書かさせていただいております。ちょっと一つだけお伝えしといたほうがいいなと思って、あらためてになりますけれども、情報の公開の窓口のところのお話が71ページで、報道機関への対応という所があったと思うのですが。協議会は皆さんが円滑に協議をしたりとか、一体となって対応するための組織であって、あるいはその場であってですね。そこが意思決定をするような話は多分、協議会として何かを決めるというのは、この対応のそこにはないのだろうって思いもありましてですね。協議は非常に大事なので、その窓口を一元化するというのは、事務局と窓口を一緒に一元化して協議した対応方針とかにさしていただいて、そこは協議の場のことを使わしていただいている、あくまで協議会はそういう対応を円滑にするところであって、協議の非常のときの役割というのは、ちょっとその法律からは外に出ているのだけれども、そこはご協力いただいていく、という意味でもあって、そういう書き換えをさしていただいている。全部、協議会はそういう場として、全体を通じては使わしていただきたいことで、それぞれの所で書かさせていただくとともに、それぞれの人格の役割を明確に書かしてもらったと。こういう体になさしていただいたので、最後の所の協議会の所はこういう。実は前回のときは、協議会として、という協議会の人格があるような書き方になっていたのですが、それをちょっと省かしていただいて、協議会としての人格は持ってないような形にさしていただくということでございます。すみません、ちょっと悩んだところと、少し修正している所の意味、きちんと伝えておいたほうがいいかなということ。

○池谷座長：よろしいですか。確認しといたほうがよろしいのじゃないかと思えますよね。

○事務局(相澤補佐)：事務局から1点、先ほどご意見、25ページ、26ページでは、火山情報の所で、気象台の対応としての電話対応、ホットラインのようなものということのお話がありました。それにつきまして、今気象庁のほうに直接確認をしましたところ、気象庁として現在風水害で行っているホットラインと同様に、地震火山も行う。ただし、地震火山現象は緊急に発表する場合もあるので、そういうことも踏まえて対応していきたいというような回答がございました。このときに先ほど言った、日頃から、また緊急時でも直接の対応関係といったようなことを、また気象庁ともご相談させていただきながら、ここに書き込みをさしていただきたいと思います。

○池谷座長：他の現象でやっているわけですから。ぜひ火山のほうも、お願いしたいですね。

○事務局(相澤補佐)：このような文章を各地方気象台に通知をしているということで、確認をいただいて追記したいと思います。

○池谷座長：よろしく願いいたします。他いかがでしょうか。

○池谷座長：よろしいでしょうか、他。委員の皆さん、どうですか。よろしいでしょうか。それでは意見も出尽くしたようでございますので、ありがとうございます。本日の予定していた議事は全て終了させていただきたいと思います。本日の議論、ここまでといたします。活発なご議論どうもありがとうございました。なお、この手引きにつきましては、本日の議論を事務局に反映していただいて、最終的な取り扱いについては座長の私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○一同：はい。

○池谷座長：ありがとうございます。それでは進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局(森本企画官)：池谷座長、ありがとうございます。それでは松本副大臣にごあいさついただく前に、カメラ撮りの準備のために、マスコミのかたがたにお声を掛けてまいりますので、しばらく着席のまま、ちょっとお待ちください、申し訳ございません。

○松本副大臣：すみません、国会があった関係で遅くなりましたことをおわび申し上げます。本当にありがとうございます。ものすごく厚いですね。

○池谷座長：1冊の本になるぐらいの、素晴らしいものができました。正式な場では言っていないのですが、前から言っているのは、やっぱり分かりやすくするためには、ダイジェスト版をぜひ作っていただいて、特に一番肝心なのは市町村の皆さんなので、ぱっと見て分かるようなものをぜひ内閣府でご検討いただくとうれしいなと思いますから、よろしくぜひお願いします。

○松本副大臣：承ります。

○石原委員：協議会がいろんな法律の中に協議会って出てくるのですが、協議の場とかうわべと形を重視するものが多いのです。さっき参事官が言いましたように、これ、いざっていうときに一緒に動いていただくっていうので、非常にこの協議会には期待するところも多いし、こういう手引きなんかの中で、そういうこともどんどん周知しながら。ぜひ、せっかく作った協議会ですから、いざというときに働いていただけるような協議会になるように、しっかり連携してほしい。

○池谷座長：まずはやっぱり協議会が情報共有、要するにメンバーが同じ情報を持つていうことが非常に重要なんですね。

○石原委員：その横の連携ができないと、本当にすぐに、いきますから。そこをしっかりとやっていただきたい。

○池谷座長：そういうことですね。

○石原委員：よろしいですか。だから、そういう意味で、いつかコアメンバー会議とか、あるいは連絡会議は実質的にそういう役割を果たしている旨を、もし書けるのならば実際にやっているわけですから。どっかの紹介していただければ、あるいはこの中にそういうので、幾つかの火山のことでやっているというのがあれば、皆さんっていうか実際のかたがたも考え過ぎじゃないかとね。この辺を差し支えない範囲で、実質的に今の状況に応じた対応を助言する機能を果たしているところがあるのだという紹介を入れられたらいいのではないですか。

○事務局（森本企画官）：お待たせいたしました。それでは松本副大臣より、ごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○松本副大臣：ただ今ご紹介をいただきました、防災担当の内閣府副大臣の松本洋平です。委員の皆さまがたにおかれましては、本日も多用のところ、本会議へご出席を賜り、誠にありがとうございました。第7回会合の締めにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。去る平成26年9月の御嶽山噴火におきまして、私も当時防災担当の大臣政務官を務めておりました。非常災害現地対策の本部長として、現地对応の陣頭指揮に当たらせていただいたところであります。先月で2年が経過をいたしましたけれども、この噴火災害での教訓を踏まえまして、昨年には活動火山対策特別措置法を開催するなど、政府一体となりまして火山防災対策の強化を進

めているところでございます。各火山地域においては、改正活火山法に基づく火山防災協議会の設置が進み、この協議会の場も活用し、火山地域の関係者の皆さまが一体となって、警戒避難体制の整備を進めていただいているところであります。本委員会での改定についてご検討いただいております、噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引きは、改正活火山法によって各火山地域に作成が義務付けられた避難計画の策定を推進していくために必要な不可欠なものであり、住民のみならず、登山者、観光客も対象に、突発的に噴火することも想定するなど、御嶽山噴火災害の教訓を踏まえたものに改定をしてみたいと考えております。本手引きの改定に関する議論は、本日の委員会が最終回となる予定で、本日も委員の皆さまから活発なご議論が頂戴したというふうに伺っております。これまで7回にわたりまして委員の皆さんの幅広い観点からの忌憚のないご意見、活発なご議論を頂戴したことに関し、あらためて委員の皆さまのご協力に対し、感謝を申し上げたいと思います。今回の計画改定は、より実践的な視点として大変重要なことでもあります。国民の安全安心の観点から、委員の皆さまの貴重なご意見を計画に反映させ、政府として最終的な策定に取り組んでみたいと存じます。簡単ではございますけれども、私から委員の皆さんに御礼と申し上げまして、あいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。また今後ともどうぞ、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

○事務局（森本企画官）：以上をもちまして、本日の委員会を終了させていただきます。  
委員の皆さま、本当にありがとうございました。

○松本副大臣：ありがとうございました。

○一同：どうもありがとうございました。

○松本副大臣：またどうぞ、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

以上